

周防国吉敷郡吉田における古代・中世の様相

— 吉田遺跡をめぐる諸問題 —

森 田 孝 一

1 はじめに

山口大学吉田キャンパス内には、吉田遺跡が周知される。本遺跡は山口県のほぼ中央に位置する山口盆地の東縁部、大字吉田の地にあり、盆地を貫流する樫野川の左岸に広がる沖積低地および洪積台地上に立地する。遺跡面積は約70万㎡以上に達すると推定されており、その主要部分を包括している山口大学では昭和42年以降、統合移転を契機として諸工事等に際しては随時埋蔵文化財の調査を実施している。今日までの調査の結果、縄文時代から室町時代に至るまでの長期にわたる複合遺跡であることが漸次明らかになってきており、とくに弥生時代中期から古墳時代中期にかけては遺構・遺物の検出が顕著であり、当時山口盆地内では中核的な存在の集落があったとの推測が¹⁾されている。

今回小稿で問題とするのは、吉田遺跡の様相の中でもその実態が比較的不明瞭な奈良時代から室町時代にかけてであり、その着目の端緒は、昭和58年度に於いて吉田構内の北東地区に設定された大学会館の新営工事に伴う発掘調査²⁾を実施した結果、古代・中世の遺物が多量に出土し、その中に一般在地集落では普遍的に保有し得ないものや官衙推定の物的証拠の一つにもなっているものが含まれていたことによる。小稿ではそれらの考古資料を検討し、とくに当時吉田の地に設定されていた施設の性格、機構に視点を置き素描を試むものである。但し、今日までの検出遺構の点からすれば実証不足は免れず、あくまでも推論にしか過ぎないと懸念しつつも、敢えてここに問題を提起し、吉田遺跡の歴史的価値を再認識する契機となればと思論ずるものである。

2 調査の概要

本稿で検討する遺物が出土した地点は、姫山から南西方向へ派生する丘陵基部地域で、大学本部の北東側に隣接する。調査前は緩傾斜面を呈し、農学部の牧草地が存在した所であるが、発掘調査の結果、少なくとも中世までは谷頭地形を形成していた地と判明した。遺構は稀薄で、古墳時代および中世の井戸・土壌などを若干検出したに留まったが、遺物は旧地形を覆う堆積層から各時代のものが、多量に出土した。これらの遺物は旧地形の検

周防国吉敷郡吉田における古代・中世の様相



- | | | | |
|-------------------------|------------|-------------|------------|
| 1 吉田遺跡
(山口大学吉田キャンパス) | 10 木戸神社古墳群 | 21 下東遺跡 | 32 問田遺跡 |
| 2 竹の花遺跡 | 11 権現山古墳 | 22 木崎遺跡 | 33 新開古墳 |
| 3 江良遺跡 | 12 狹峠遺跡 | 23 太田遺跡 | 34 日吉神社古墳群 |
| 4 松柄遺跡 | 13 朝倉遺跡 | 24 朝田墳墓群 | 35 乗ノ尾石棺群 |
| 5 龜山遺跡 | 14 朝倉河内古墳群 | 25 天神山古墳群 | 36 神郷大塚遺跡 |
| 6 白石遺跡
(山口大学附属山内小学校) | 15 湯田楠木町遺跡 | 26 古熊遺跡 | 37 吉田岡島遺跡 |
| 7 鴻ノ峰・白石古墳群 | 16 赤妻古墳 | 27 橋村・御堀石棺群 | 38 大塚古墳 |
| 8 茶臼山古墳群 | 17 土師宮古墳群 | 28 御堀遺跡 | 39 郷遺跡 |
| 9 糸米古墳群 | 18 伊堀堤遺跡 | 29 入野遺跡 | 40 馬木遺跡 |
| | 19 大判石棺 | 30 水上古墳 | 41 中島古墳 |
| | 20 泉山古墳群 | 31 問田片川遺跡 | 42 小路遺跡 |

Fig. 37 吉田遺跡位置図および山口盆地内遺跡分布図

主な遺物の検討

討により周辺の丘陵上、緩傾斜面上から流失したものと察せられ、その推定地域は既往の調査等において原始から中世に至る遺構が濃密に存在していることが推察されている。

3. 主な遺物の検討

古代から中世にかけての出土遺物は、土師器、須恵器、瓦質土器などの土器類が主であるが、他に石製品、木製品もある。以下、その中で遺跡の性格を考える上で興味深い遺物について検討する。

(一) 石銚帯

銚帯とは律令時代の官人が用いた腰帯のことで、令により官位、職階などで装着内容が規定されており、その出土は官人との関係を示す蓋然性の高い資料である。

本例は石製で、形態上丸軀である。法量は縦長 2.75 cm、横幅 4.2 cm を測る。中央下方に長方形の透かし穴を有し、また上から金属の銚で革帯に銚を留めるため、裏面まで貫通する小孔をその周囲 3 カ所にもつもので、佐藤興治氏分類の石銚 a、³⁾ 亀田博氏の C 型式⁴⁾ に属する。このタイプのものはこれまで奈良県平城宮跡、宮城県多賀城跡、京都府西野山古墓、山口県見島ジーコンボ古墳の他、正倉院伝世品の 5 例に限られる稀少なものである。本例は石質より『日本後紀』にみる「雑石腰帯」に相当し、延暦 15 年 (796 年) 以降に銅銚帯の代用品とされたのがこの雑石の腰帯であろう。また 757 年施行の養老令衣服令によると腰帯には金銀装と烏油装があり、前者は金銀を鍍金したもので、後者は黒漆を塗ったと推定され、銅銚の多くは烏油腰帯の銚とみられている。石銚の中に黒漆を塗ったものや色調が黒色系の石材を用いたものがあり、銅銚から石銚に移行した期間でもこの二種が援用されていたとすれば、本例は黒色を呈しており、烏油腰帯を意識したものであろう。そして衣服令では Tab. 5 に示す通り、烏油腰帯の場合、文官では六位以下から初位、武官では尉・兵帥・主帥の朝服および無位の制服に用いられたもので、従って本例の保有者はこの官位の範疇に相当する官人であることが推定される。

さらに探究すれば、佐藤氏は銅銚帯 (烏油腰帯) を平城宮跡出土のものを中心に検討され、まず形状を 3 種類に分類し、また法量から 6 段階に細分し、その

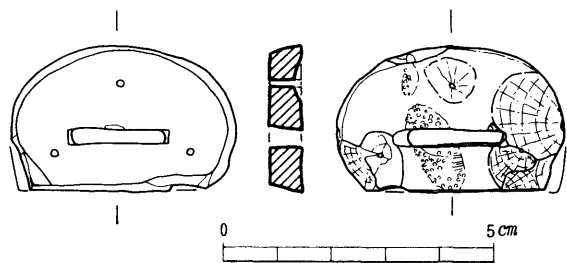


Fig. 38 石銚帯実測図

Tab. 5 養老令衣服令の男子の帯・腰帯
(亀田氏論文、文献注4より)

制服	朝服	礼服	位階・官職
※無位の人の朝服で烏油腰帯を着す	金腰	銀装帯	親王(一品)
	烏油腰帯	銀装帯	諸王(一位)
			諸臣一位
			二位
			三位
			四位
	烏油腰帯	烏油腰帯	六位
	烏油腰帯	銀装帯	七位
			八位
			初位
	烏油腰帯	烏油腰帯	無位
	金腰	銀装帯	衛府督
	烏油腰帯	銀装帯	衛府佐
衛兵			
衛尉			
烏油腰帯	烏油腰帯	志	
烏油腰帯	銀装帯	兵帥	
		主帥	
白布帯	白布帯	衛士	

Tab. 6 佐藤氏論文の丸鞆分類表

	丸鞆	
	縦	横
A-I	2.9	4.2
A-II	2.5	3.7
A-III	2.3	3.2
A-IV	1.9	2.7
A-V	1.6	2.6
A-VI	1.4	2.2

Tab. 7 職員令に定める国司の定員

	大	上	中	下
	国	国	国	国
守	1	1	1	1
介	1	1	—	—
掾	2	1	1	—
目	2	1	1	1
史生	3	3	3	3

段階ごとに六位から無位までの官位を対応させている⁵⁾。この見解が当を得ているとし、また銅鈿帯の規定が石鈿帯においても継承されていたとすれば、本例は法量から言えばA-Iに最も近い数値であり、官人の位階に対照すると文官では六位に比定しうる。さらにこのタイプの使用年代は、銅材を銭の新鑄に用いるため銅鈿帯を廃止して石鈿帯に代える延暦15

年(796年)から、再び雑石腰帯を禁じ銅鈿帯にもどす大同2年(807年)の間としている。

それではこの期間に六位に相当する官人が吉田の地にいたかという疑問に対して少し考えてみたい。文献史料では具体的な人名等はみあたらないが、この在地にあって位階をもつ官人層と言えはまず郡司がうかぶ。後述するように当地は郡の等級が中郡に相当する郡の所轄であることから、大領・小領・主帳が各1名いたことになる。令では大領に外従八位上、小領に外従八位下の位階が定められているものの、場合によっては財物貢献などによりそれ以上の位階を授与される例がある⁶⁾。しかし『古代の日本』に記載の郡司一覧表をみると、最高郡司である大領でも六位~八位が大半で、それ以上は稀なことから、本鈿帯の保有者と規定する位階六位に相当する人物は郡司では大領クラスと推定される。次に国司の場合を考えると、周防国は当初、国の等級が中国であったものの延暦12年(793年)から喜祥2年(846年)までに上国に昇格する。養老令官位令によれば中国の守の位階は正六位下であるものの、周防国では和銅3年(710年)以降従五位上で任ぜられる守が多く令との間に若干の差異がある。『続日本紀』『日本後紀』によると本例タイプの石鈿帯の推定使用期間である延暦10年から大同2年の間の守は、いずれも従五位下であり、また

主な遺物の検討

この期間の介、掾、目の位階は明らかでないものの、年代はやや遡るが天平7年(735年)正倉院文書に守従五位下、掾正六位下、目従七位下と記してあることから⁸⁾勘案し、本銚帯の保有者は国司では介ないし掾クラスであろう。なお国司は、地方にあっては国府に居住し国衙で政務を執るもので、国内巡行に際して吉田の地に来た可能性はあるものの、その時の遺失物とするにはあまりにも偶然性が高い。そのため本銚帯の保有者は、国司より郡司の方が蓋然性は大きいと考える。また令の規定以外ということも考慮すべきであるが、これ以上の保有者の比定は難しい。さらに職員令における国司の人数は、中国の場合、守、目が各1名で上国になっても介が1名加わる程度であり、員外のものを⁹⁾勘案してもまた前述の郡司においても人数的にかなり限定されよう。

しかし、近年増加した全国各地の銚帯と官位との関係を検討した亀田氏によると、¹⁰⁾少なくとも銅銚帯から石銚帯に移行する時期には官位に基づいた大きな差はなく、法量によって厳密な官位を表わしていないとの見解を打ち出している。実際に『日本後紀』や『日本書紀』によると平安京では銚帯が売られていたようで、筆者も亀田氏の見解に同意するものであるが、ただし今日までの周防国内における銚帯の出土地をみると、防府市の周防国府¹¹⁾跡、玉祖遺跡¹²⁾の2カ所だけである。国府跡からは銅銚帯の表金具1点が出土しており、阿部氏分類の巡方aに属し、官位比定八位に相当するものである。玉祖遺跡では銅銚帯の表金具の巡方と丸軋が1点ずつある。巡方は類例の少ない長方形を呈するもので、阿部氏分類巡方c、官位比定無位にあたる。また丸軋は法量から八位に比定されるものである。既出地の性格を考えると、前者は国衙の所在地であり、国司の四等官クラスをはじめ官人の常駐は明らかなる所である。一方、後者は防府市大崎字居合に所在し、佐波川右岸近くに位置する平安時代から室町時代にかけての集落遺跡である。今日遺跡の性格等は明らかにされていないが、式内社である玉祖神社(周防一ノ宮)が近隣することから、銚の保有者を神官のものと推定する¹³⁾むきもある。しかし、大崎の地は『日本紀略』の寛平元年六月六日条に「停周防国大前駅家」の記述があることから、寛平元年(889年)以前に山陽道における佐波川の渡し場の役割をもった水駅と祭する駅が設置されていたと推定される¹⁴⁾地であり、また本遺跡周辺で他に明確な遺跡が発見されていないことも勘案し、玉祖遺跡がこれに関連し、律令機構の一端を担ったところとの推測も全く無視はできないと考える。

以上のことにより、周防国内の銚帯の出土地、また全国的に見る本例タイプの既出地が国衙或いは官人との関係が示唆しえる遺跡に限られていること、さらに銚自体の性格も勘案し、吉田例の場合、細かい官位比定が難しいとしてもこの地に官人がいた蓋然性は高く、

たとえ令の規定外であっても、直接間接的な律令国家との深い係わり合いを示唆するものであろう。

(二) 木簡

1点出土。本例は半損品であるが一端に左右からの切り込みをもつもので、形態は奈良国立文化財研究所の分類の039型式に属する。¹⁵⁾ 日本の木簡には文書様木簡、付札、習字・落書、その他があるが、本例は各地の既出例の検討より付札として用いられた形状にあたる。

付札には記載の墨書内容によって貢進物付札と単に物品名、数量を記しただけの2種があり、前者の場合、書式で地方行政機構のいかなる段階(国衙・郡衙・郷家など)で執筆されたかが推定できることもあるが、本例は残念ながら墨書は認められず、このことを明らかにし得ない。なお、平城京跡の貢進物付札をみると租税の種目では調が最も多く、白米・

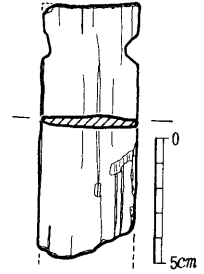


Fig. 39 木簡実測図

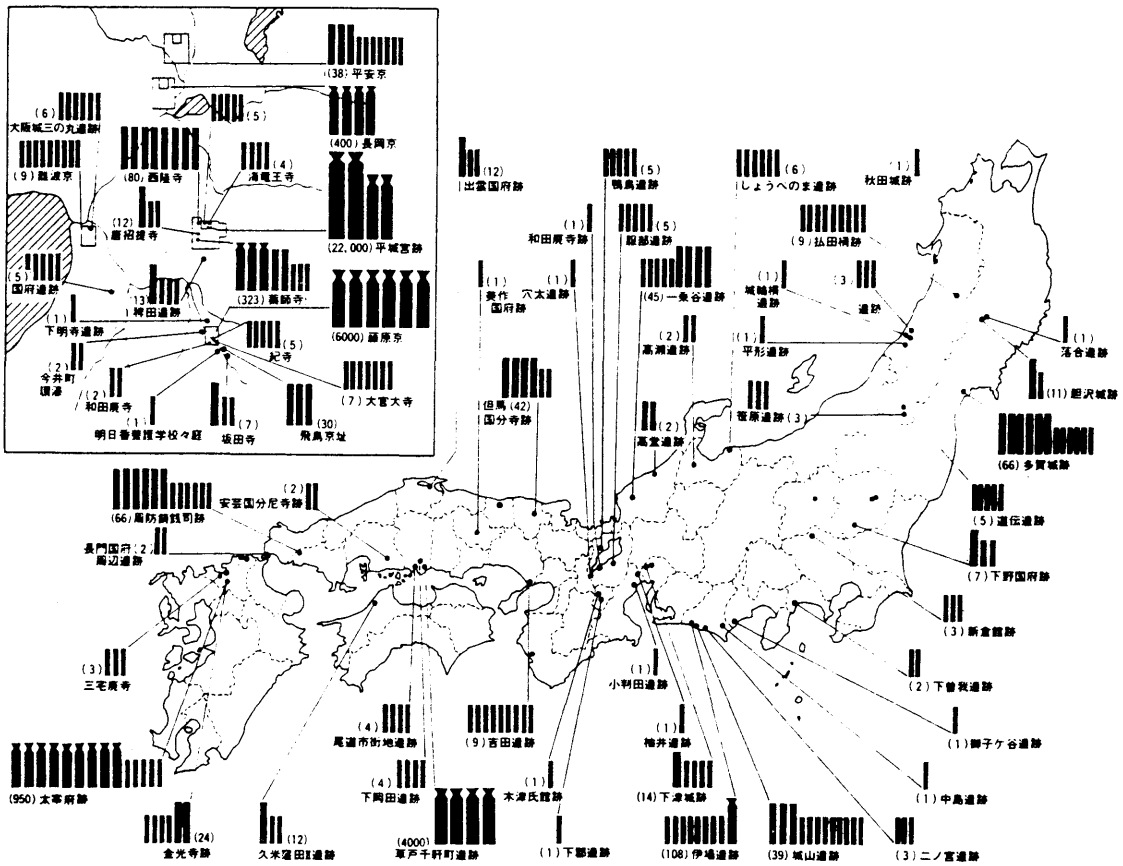


Fig. 40 全国木簡出土地(奈良県立橿原考古学研究所附属博物館『大和の考古学』より)

1981年 現在

贅がそれに次いでいるが、今泉隆雄氏によると、¹⁶⁾まず調の付札はなお検討すべきことは多いと前置きしながらも、藤原・平城両宮跡出土の若狭の調付札の検討により、また郷名を省略したものがあることから、一般に郡段階或いはそれ以上で作成された蓋然性が高いと考えており、白米付札は郷を異にして同筆の木簡があり、かつ国衙様書風の例がみられることから郡衙段階で書かれたと察している。また贅の付札もものによっては国衙段階で作成されたものもあるが、多くは郡衙段階で作成したと推定され、個人が貢進する形は存在しないとされる。そして租税の徴収は、国衙、郡衙、郷家のそれぞれを通じて行政的に処理されるが、中でも郡衙機構が実質的に徴税の中心的な役割を負ったとしている。また、¹⁷⁾八木充氏も京進する調庸物は郡単位で取りまとめるのが通例で、出土する貢納物札の木簡は一般的に郡家（郡衙）で整えたと考えている。

周防国内の木簡既出地は、周防国府跡、¹⁸⁾周防鑄銭司跡の¹⁹⁾2カ所のみである。²⁰⁾前者は国府津と推定される地点からの出土で、とくに津という物資集散に係わる場所であり興味深く、また後者は山口市鑄銭司に所在する古代貨幣銭造官司の遺跡であることから、国内の既出地はいずれも官衙であり、木簡の出土は当然であると言える。また全国的にみても Fig. 40で示す通り、²¹⁾宮、官衙、寺院からの出土率が高い。

(三) 硯

1点出土。本例は須恵器製の円面硯で、²²⁾榎崎彰一氏による分類では透脚硯無堤式に属する。硯の出土はこの地に識字可能な者の存在を裏づけるもので、当時の識字率は明らかでないが識字層として貴族、中央・地方官人、僧尼など文字を必要とした主に上層階級の人々が考えられる。²³⁾全国各地の出土地をみると一般在地集落より宮、官衙、城柵、寺院の出土率が非常に高いことはこの事を肯定するものである。なお、²⁴⁾下級官人層では須恵器の坏や蓋などを転用したいわゆる転用硯が多いと考えることから、吉田にはある程度の上層階級者の存在が推定される。

周防国内の硯の既出遺跡は、²⁵⁾周防国府跡、²⁶⁾山口市木崎遺跡、²⁷⁾周東町原畠遺跡の3カ所である。²⁸⁾国府跡では機構上当然ながらこれまで多種多量に出土し、多くの官人層の存在を示唆している。木崎遺跡は吉田遺跡と榎野川を挟んで対峙する位置にある集落遺跡で、円面硯が一点出土している。遺跡の性格については今日明らかにされていないが、古代末期頃の掘立柱建物10棟など顕著な遺構が検出されており、また後述するが周防国内で

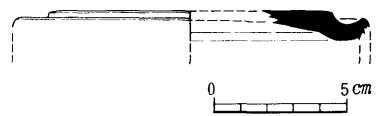


Fig. 41 硯実測図

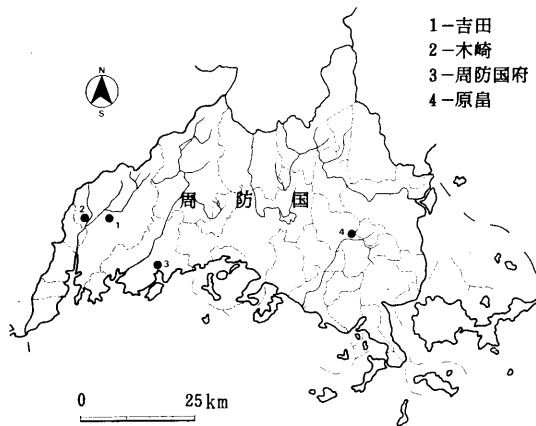


Fig. 42 周防国内硯出土分布図

は希有な緑釉陶器も出土していることから、単に一般在地の農村集落とは考え難い。原島遺跡は玖珂盆地の縁辺部に位置し、奈良～平安時代の土壙墓群が検出されている。出土状況からみて周辺地からの流れ込みのものとする円面硯一点が出土しているが、この地は玖珂郡の郡衙が置かれた所で、また多数の皇室部民の存在も文献より推定できることも加え、硯の出土は周辺に官衙ないし官人の居住地の存在を示唆するものと思われる。

なお、吉田遺跡出土の硯の時期は、横田賢次郎氏の型式編年によると、このタイプは8世紀末から9世紀初頭に比定されるもので、佐藤氏による石鈔帯の使用推定年代とほぼ同時期であり、使用者の性格を考える上で興味深い。

(四) 墨書土器

昭和58年調査地点では12世紀以降の陶磁器類に墨書を記したものが数点あったものの、古代に遡るものはなかった。しかし、昭和60年度における近接地の調査で、文字は明確に判読できないものの、8世紀に比定しうる須恵器(坏身)の墨書土器が出土しており、硯と合わせて当地での識字層の存在を示唆するものである。

なお、周防国内での墨書土器の既出遺跡は、周防国府跡のみである。

(五) 緑釉陶器

昭和58年度調査では5点出土しており、胎土が須恵質と土師質の両者がある。器種は壺と皿の二種である。

まず、緑釉陶器とは銅を呈色剤とする鉛釉を器表に施した低火度焼成の土器で、日本では奈良時代に起源をもち、平安時代に最も量産され全国各地に供給されたが、その末期には終焉を迎える。当時は「瓷」「瓷器」という文字があてられ、とくに平安時代の文献には「青瓷」或いは「青子」と記されている場合が多い。多彩釉を含めた当初の段階ではその使用形態や出土遺跡の性格からみて主として官衙、社寺、祭祀遺跡における仏器祭祀用具の中樞を占める。平安時代の様相について、とくに畿内では出土量の増大傾向から祭事外の用途も察せられるに至っているが、しかし檜崎彰一氏は平安時代末期、量産され各地の

主な遺物の検討

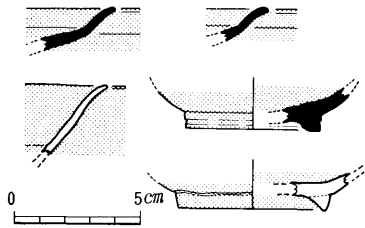


Fig. 43 緑釉陶器実測図

集落から大量に出土するようになった段階においても、土師器や須恵器と同様な日常の食器類であったとするにはなお検討を要する問題と言わねばならないとしている。

周防国内における今日までの緑釉陶器の出土地は、周防国府跡³⁵⁾、周防鑄銭司跡、木崎遺跡³⁶⁾の3遺跡のみである。前2遺跡は官衙で、木崎遺跡も前述した通り上級階級者の存在が推定される遺跡であり、また各遺跡ともその出土量は土器類全体に占める割合が非常に少ない。したがって周防国内では、日常雑器として一般集落にまで供給され用いられたとするにはあまりにも少なく、前段階からの祭祀用具、仏器(具)としての性格が強いと思われる。

なお、『延喜式』民部下に年料雑器として記載されている「長門国瓷器」に関して、寺島孝一氏³⁹⁾は周防国府の近傍でも国庁直轄の窯があり、国庁の需要を満たすやきものを生産していた可能性が考えられるとしているが、吉田遺跡出土のもので胎土や釉のかけ具合など周防国府跡出土のものに近似するものがあり、また周防国内では他に緑釉陶窯の発見例がないことから⁴⁰⁾も勘案し、国府から吉田に供給された可能性も考えられよう。

(六) 畿内系瓦器

3点出土しており、いずれも碗である。形状、調整手法等により畿内の和泉型に酷似し、今のところ直接間接的にせよ畿内からの搬入品と考えるのが妥当である。

なお、瓦器とは酸化炎焼成後、還元煉焼した低火度の素焼き土器で、畿内では11世紀中頃から生産が開始され、14世紀末ないし15世紀前半に終衰する。現在、瓦器の生産地は畿内と北部九州の二地域に限られるとされており、畿内では一般集落においても日常雑器に占める割合は高く、その主体

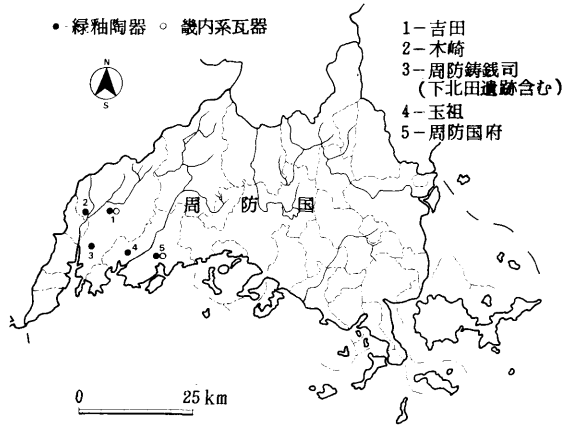


Fig. 44 周防国内緑釉陶器・瓦器出土分布図

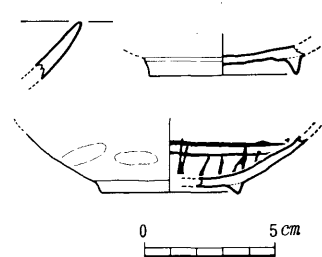


Fig. 45 畿内系瓦器実測図

を占めるまでに至っており、かなり商品化していたことが窺われる。⁴¹⁾ また北部九州では畿内からの搬入品があるものの、在地で生産されたものも多く出土しており、宇佐地方にあっては郡単位程度の範囲で自給的に生産されていたとの推測もされている。⁴²⁾ しかし、瀬戸内地域では現時点在地生産は認められておらず、畿内産とくに和泉型と楠葉型の搬入品が出土する。⁴³⁾

出土遺跡数は近年増加しているが、全体の遺跡数からすれば数少ない。安芸国内では小規模集落まで分布しているが、備後国内では当時物資の集散的性格を示す遺跡に多い傾向があるとされる。⁴⁴⁾

周防国内の場合、瓦器の既出地は周防国府跡のみで、その数量も吉田遺跡と同様日常雑器として使用されたと考えるにはあまりにも少ない量である。⁴⁵⁾ なお、吉田遺跡出土の瓦器の時期は概ね12・13世紀と比定される。

(七) 輸入陶磁器

中国から輸入された陶磁器類は昭和58年以前の調査でも出土しているものの、今回の調査では破片総数百点以上にもおよぶ。これらは白磁と青磁(龍泉窯・同安窯)で、若干後出のものも含むが、横田賢次郎・森田勉氏編年のⅢ期1小期に属するものが大半を占め、時期は12世紀中葉から13世紀前半に比定されているものである。

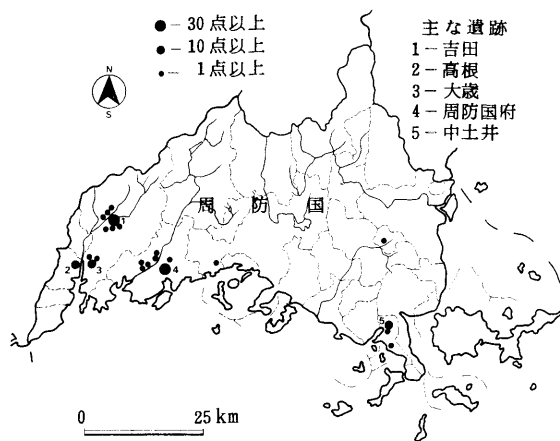


Fig. 46 周防国内輸入陶磁器出土分布図

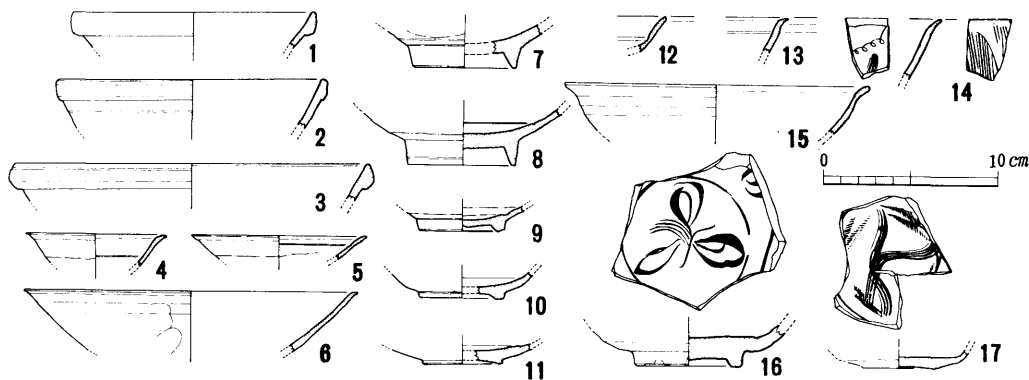


Fig. 47 輸入陶磁器実測図(1~11白磁、12~17青磁)

遺跡の性格

これら輸入陶磁器類は日宋貿易の一端を窺い知り得るもので、周防国内での宋代の輸入陶磁器出土状況を見ると、既出遺跡は昭和60年までに23遺跡⁴⁷⁾で、遺跡の数、内容からいえば小規模な在地集落までかなり広く供給されていたことが看取される。しかし、各遺跡の出土量には多寡があり、比較的多く出土する遺跡は古代に官衙が設置されていた国府跡、鑄銭司跡およびその周辺の数遺跡に限られ、大半の遺跡は少量である。したがって、吉田遺跡の場合、在地の一般集落よりも卓越した出土量を示している。

4. 遺跡の性格

前節で出土遺物について検討したが要約すると、奈良時代から少なくとも平安時代初め頃までは、石鈴帯、硯、墨書土器から官人を含めた上層階級者の存在を示しており、また詳細な時期を限定できないが木簡の出土により当地が物資の集散地であり、地方行政機構組織の範疇に組み込まれていたことが推察できる。平安時代の緑釉陶器、12・13世紀の畿内系瓦器も周防国内では希少な遺物であり、単に一農村における日常雑器とは考え難く、また前者は周防国府近傍でその生産が行なわれていた可能性もあり、後者についても既出地が国府跡のみであることから、吉田遺跡と国衙との関係が看取される。さらに輸入陶磁器類では同時期の一般在地集落と比べて量的に卓越しており、中世初めにおいては富裕層の存在を裏づけるものであろう。

では、古代・中世に吉田の地にいかなる性格・機能をもつ集落・施設等が実存していたかを以下、可能性のあるものを提起し検討する。

まず、古代においては官人の存在を示唆できることから、地方の官衙ないしそれに準ずる性質をもつ機構の所在地として考えてみよう。⁴⁸⁾初めに郡衙の可能性について述べると、周防国の改新当時の郡の数と名称は明らかではないが、平安時代の『和名類聚抄』国郡部に大島_{於保之保}・玖珂_{音如鷲}・熊毛_{久万計}・都濃・佐波_{佐音波}・吉敷_{与之岐}の六郡が載っており、山口盆地はその内の吉敷郡に統轄される。養老令によると郡は里(郷)の数により大(20~16里)、上(15~12里)、中(11~8里)、下(7~4里)、小(3~2里)の五等に分けられるが、⁴⁹⁾吉敷郡は10里と記されていることから中郡に相当する。吉敷郡の所在地については今日定説はなく、『地名淵鑑』では山口市朝倉付近を推定しており、この説は「クラ」という地名から察したと思われ、最も有力視されている。また中世吉木本郡の称から山口市吉敷付近とする説もあるが両地域とも考古学的には決め手を欠く。

山中敏史氏は『日本古代の都城と国家』の中で郡衙遺跡と判断する指標をいくつか掲げ

⁵⁰⁾ ているが、吉田遺跡に関しては遺構に関する点は現時点不明であるものの「低台地上や丘陵基部に立地すること」「木簡・墨書土器や硯など遺物のうえで特徴があること」など立地と遺物に関する点では条件に適合している。また、場所選定条件としては後述する庄所設置条件とも同様に小河川や道との関係を重視し、交通の要所であることが指摘されるが、この点では吉田の地は山口盆地を貫流し、山口湾、瀬戸内海に通じる榎野川の水運を利用し得る地にある。陸路に関しても時期は下るが平井の地に一里塚があったとされ⁵¹⁾、少なくとも近世の段階では榎野川左岸に官道があったと推定される。中世以前でも大内氏が山口へ移住する以前はその拠点が大内の地に置かれていたことから祭し⁵²⁾、古くは吉田を通る榎野川左岸―道祖ヶ峠―大内盆地のルートがあったのではないかと憶測する。

さらに、山中氏によると郡衙周辺には公の寺としての性格を有する寺院が営まれている例が多いとの指摘があるが、吉敷郡内では伝承は別として創建が平安時代前半までに遡る⁵³⁾寺院の存在は考古学的には立証されておらず、この点に関しては言及することはできない⁵⁴⁾。また藤岡謙二郎氏は郡衙の近くに郡司一族の氏神および国家祭祀に関わる性格を有すると考える神社が存在する例も多くあり、その関係を取り上げている⁵⁵⁾。しかし吉敷郡内における式内社は宮野の地に鎮座した古来三ノ宮と称した仁壁神社一座のみで、その地は吉田の地はもとより、これまで郡衙の推定地になっている朝倉や吉敷とも距離的に隔たりがある。推定郷域も宮野は『大日本地名辞書』で「宇努郷」、『防長地名淵鑑』では「神前郷」とされている。また逆に宮野の地では奈良～平安時代の顕著な遺跡は知られておらず、その郷域においても郡衙の有無は明らかではない⁵⁶⁾。

なお、官衙と断定することは他の遺跡でもなかなか難しいようで、これまで国衙・郡衙とほぼ認定されている遺跡でも山中氏の条件をすべて満たしていないものも多くある。それらの指標はあくまでもおおよその手懸りであって、判定を下す決定的なものは今のところない。とくに、今回のような主に遺物からの官衙立証についてみると、木簡はこれまで役所の遺跡や寺院に特有な遺物とみられ、硯も上級階層のものとし、その出土は役所の遺跡とする一つの傍証資料になるものの、最近では一般集落でも少量ながら出土する例がみられてきており、そのため残念ながらこれらをもってだけでは十分条件とはできない。ただし、山中氏も言われるようにこの種の役所、役人に関する遺物の種類、出土量が多くなるほど、その確率は高くなるといえよう。また、郡衙関係では役所の他に、郡司の館なども考えなければならないと思われる。

次に、地方行政機構の最末端である郷家の所在地と推定すると、『倭名類聚抄』によれ

遺跡の性格

ば、吉敷郡内には八田・宇努・仲河・益必・広伴・神前・多宝・八千・賀宝・浮囚の十郷があり、他に郡名と同じ吉敷郷があったとする説もある。⁵⁷⁾この内、当地を包括する平川地域は『大日本地名辞書』によると疑問を残しながら仲河を当て、『防長地名淵鑑』では東大寺領榎野庄と語音が類似するところから浮囚郷と推定しているものの現時点では確定した見解はない。仮に吉田遺跡に郷に関連した施設等があったとすると、京進物資の集散地すなわち木簡の作成が郡以

郷名	大日本地名辞書	防長地名淵鑑	備考
八田	山口市大内町矢田	同上	
宇努	旧山口町 山口市宮野地区 小鯖	旧山口町(朝倉・湯田を除く)	
仲河	山口市大歳 平川カ	山口市大内町氷上・御堀・間田	
益必	不詳	山口市秋穂二島	
夜介止		吉敷郡秋穂町	
広伴	吉敷郡小郡町カ	宇部市東岐波区 西岐波区カ	刊本は 最後尾
神前	宇部市東岐波区 西岐波区カ	山口市宮野地区	
加無佐岐		防府市大道	
多宝	吉敷郡小郡町大海	吉敷郡秋穂町大海	
八千	防府市大道	山口市陶・鑄銭司	高本は 駅名
賀宝	山口市嘉川	山口市嘉川	
浮囚	吉敷郡阿知須町 山口市仁保カ	山口市平川 大歳	高本は なし

Tab. 8 吉敷郡内郷推定地
(『山口市史』1982より)

⁵⁸⁾下の郷段階で行なわれたとする説もあり、これを肯定するものである。また袴帯の着用者条件においては郷長クラスの者としても位階の基準を下げなければならず、令の規制力に疑問が生じる。なお、吉田の地の一部には「郷」の名を残す字名がみられ、文献史料から少なくとも15世紀初め頃には吉田郷の地名は存在するが、律令制の郷(里)制から踏襲されたかは全く明らかではない。

また、この他に官衙ではないが、榎野川沿岸地域に置かれたと言われる東大寺領榎野庄の存在も無視できないものである。榎野庄は、仁平3年(1153年)『東大寺諸庄園文書目録』(平安遺文)に「周防国榎野庄一卷卅六枚天平勝宝六年産業勘定、一卷卅三枚天平宝字四年産業勘定、一卷十一枚同年雜文書、一卷四枚同五年官符坪付」とあることから、東大寺の官省符庄として成立したものと考えられ、その成立時期は、『東大寺要録』には天平年間(729～748年)としている。ただし竹内理三氏は天平勝宝4年(753年)と比定しており、両者若干の時期差があるが、いずれにしろ8世紀中頃までに成立したもので、いわゆる初期庄園である。⁵⁹⁾その面積は天歷4年(950年)の『東大寺封戸庄園并寺用帳』(東南院文書)には91町6段19歩、長徳4年(998年)の『東大寺領諸国庄家田地目録』(東南院文書)には91町6段69歩と記されており、およそ91町余におよ

ぶ。その庄域は『防長地名淵鑑』によると高井、勝井、岩富、高畠、福原、小原などの榎野川沿岸地域から、その河口にあたる小郡地域が推定されている。⁶⁰⁾

初期庄園とくに東大寺領の場合、その成立期における開墾・経営は、国家の厚い保護のもとに国司・郡司および豪族の積極的協力を得て実施されている。岸俊男氏は、越前国における東大寺領の初期庄園経営を検討しているが、その結果、東大寺領は寺領であるが造東大寺司という律令制官僚機構による官的経営であったとしており、もし仮に当地に東大寺領庄園の庄所（庄家）が設けられていたとすれば、その開発運営が律令的機構下で行なわれ国司の管理権が及んでいると推定されることから、鈔帯を持ち得た官人が居住していたとしても不思議ではない。また庄所である以上、物資集散機能をもつため木簡の作成、硯の保有も必然的であり、現に各地の庄園遺跡からも出土している。さらに、文治2年（1186年）に東大寺は、平氏によって焼かれた大仏の殿舎の再建のため周防国を造営料国にあてているが、今日まで国府跡でしか出土していない畿内系瓦器が当地にも搬入されていたことや当時の周防国は「源平争乱の余り田畠は荒廃し土民はなきが如き有様であった」とされているにもかかわらず、輸入陶磁器の保有量は他の一般在地集落よりも卓越しており、そこには何らかの要因があったと思われる、その1つとして東大寺の管理下を想定できる。なお、吉田遺跡のすぐ南には吉田の地の氏神である平清水八幡宮が存在している。この社は大同4月（809年）に宇佐から勧請されたといわれるが確証はない。しかし、古社であることは鎌倉時代の文書にこの平清水の社名印を押したものがあり明らかである。榎野庄の中心部と推定されている現在の小郡町内に鎮座する神社は例えば中領八幡宮や中郷八幡宮など宇佐八幡宮より勧請したとするものが多く、また榎野庄の領主である東大寺も宇佐八幡宮を勧請して鎮守としていることなどから、榎野庄と平清水八幡宮さらに吉田遺跡との関連性が考えられ、今後の検討課題の1つでもある。

さらに、鎌倉時代以降では平清水八幡宮の徳治3年（1308年）の神主職譲状に「恒富保平清水八幡宮並吉田村田諸社神主職事云々」とあり、また廃寺高蔵寺の応永21年（1414年）の鐘銘には「周防国吉敷郡恒富保吉田郷高蔵寺」（注進案）とあり、吉田は中世に恒富保の一部であったらしいと推定されていることから、その関係も看過できない。恒富保の成立年代は明確ではないが、三浦文書に建久8年（1197年）、平（子）重経が鎌倉幕府から恒富保の地頭職に任ぜられた記述があることから、少なくとも鎌倉幕府成立直後には存在していたことが窺われる。その中心地は吉田村の南にあたる今山の西南麓、高倉山の北西部の平地、近世恒富村と称した地であると推定されている。⁶⁵⁾ 保は平安時代以降、国衙



Fig. 48 吉田構内L-14区遺構配置図

領の地域的行政単位でとくに11世紀頃より急速に発展したものであるが、文治2年以降周防国は東大寺の知行国にあてられ、東大寺が国衙領に対する支配権をもっていることから、恒富保と東大寺との関係も考えなければならず、また樫野庄との関連性も注意されよう。さらに13世紀に至って恒富氏は本家の恒富氏と、分家の吉田氏の両家に分かれ、永く恒富・吉田の地を伝領して家門が栄えるが、その館跡の設置地も今だ明らかではない⁶⁶⁾。今回の調査地の南西側に延びる緩傾斜面上では昭和54年に室町時代の環溝をもつ屋敷跡 (Fig. 48) が検出されているが⁶⁷⁾、このような屋敷構えは周防国内では数少なく、比較的富裕な特定の階層農民の屋敷とする説もあること⁶⁸⁾から、当遺構が恒富保、吉田氏に關係する上層階級者の宅地跡の一部とも考えられよう。

5. おわりに

今回の調査では古代から中世にかけての遺物が多量に出土した。その中で特殊な性格を具備するもの、或いは周防国内で特異的な出土状況を示すものがあることから、その保有の背景には吉田の地における当時の社会、経済的な要因が反映しているものとし、当調査区周辺に設営されていたと予想される施設機関等を若干考えてみた。未だ傍証資料不足で断定はできないものの、在地における一農村すなわちいわゆる自然村というよりも、官人を頂点とした重層構造の集団の存在が考えられ、直接間接的にせよ国家機能と関連する施

設である行政村或いはそれに係わる上級階層者ないし富豪層の館が設けられていたとする蓋然性は高いと思われる。そこには官衙、庄所などいくつかの可能性が察せられ、具体的には吉敷郡衙、吉敷郡内の一郷家ないしはそれに携わる郡領、郷長クラスの居宅、また東大寺領樞野庄の庄所、さらに中世以降では恒富保、吉田氏に關係する施設などが想定される。

最後に、本稿では問題提起に終始したが、今後の調査如何では諸施設の構造を示す遺構の検出、文字資料の発見など物的資料の集積によって、さらにより具体的に解明できると考えられる。今回は現段階の資料で当時の吉田の様相を推定することは早計と承知の上であるが、今後の調査研究を進める上で参考になればと思い、敢えて述べたものである。さらに検討すべき問題は多いと考え、今後も様々の視点からその解明に努力したい所存でありますので、先学諸賢の御教示、御叱正を賜われれば幸いに存じます。

〔注〕

- 1) 河村吉行『山口大学構内遺跡調査研究年報』昭和56年度(山口大学埋蔵文化財資料館、1982年)。
- 2) 河村吉行・森田孝一他『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅲ』(山口大学埋蔵文化財資料館、1985年)。
- 3) 佐藤興治『金属器』(『平城宮発掘調査報告書Ⅵ』、奈良国立文化財研究所、1975年)。
- 4) 亀田博『銚帯と石帯—出土銚・石銚の研究ノート』(『関西大学考古学研究室開設参拾周年記念考古学論叢』、1983年)。
- 5) 前掲注3)に同じ。
- 6) 山中敏史・佐藤興治『古代の役所』(古代日本を発掘する5、1985年)。
- 7) 秦源宏他『九世紀以前郡司一覧表』(『古代の日本』9、研究資料、1971年)。
- 8) 山口県文書館『山口県史料』古代編(1973年)。
- 9) 米田雄介『郡司の研究』(1976年)。
- 10) 前掲注4)に同じ。
- 11) 防府市教育委員会『周防国府跡昭和50年度発掘調査概報』(『防府市文化財調査年報Ⅳ』、1981年)。
- 12) 山口県教育委員会『玉祖遺跡・西小路遺跡』(1983年)。
- 13) 前掲注12)に同じ。
- 14) 田村哲夫『防府市』(『山口県の地名』、日本歴史地名大系36、1980年)。
森田孝一『奥正権寺古墳—まとめ—』(『奥正権寺遺跡』、山口県教育委員会、1984年)。
- 15) 狩野久『木簡』(日本の美術9、1979年)。
- 16) 今泉隆雄『貢進物付札の諸問題』(『研究論集Ⅳ』、奈良国立文化財研究所、1978年)。
- 17) 八木充『文献からみた秋根遺跡』(『秋根遺跡』、下関市教育委員会、1977年)。
- 18) 防府市教育委員会『周防国府跡昭和53年度発掘調査概報』(『防府市文化財調査年報Ⅱ』、1979年)。
- 19) 山口市教育委員会『周防銚銭司跡』(1978年)。
- 20) 菅波正人『県内の関連遺構・遺物出土地名表—木簡—』(『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅲ』、山口大学埋蔵文化財資料館、1985年)。
- 21) 前掲注15)に同じ。
- 22) 樺崎彰一『日本古代の陶硯—とくに分類について—』(『考古学論考』、小林行雄博士古稀記念論文集、1982年)。
- 23) 石井則孝『日本古代文房具史の一面—陶硯について—』(『古代探叢』、滝口宏先生古稀記念考古学論集、1980年)。
- 24) 玉口時雄『転用硯考—墨書土器研究への一考察—』(『古代探叢』、滝口宏先生古稀記念考古学論集、1980年)。

- 25) 防府市教育委員会『周防の国衙』（1967年）、『防府市文化財調査年報Ⅱ』（1967年）、その他。
- 26) 山口県教育委員会『朝田墳墓群Ⅰ、木崎遺跡』（1976年）。
- 27) 山口県教育委員会『白田・原島・新畑遺跡』（1973年）。
- 28) 高下洋一「県内の関連遺構・遺物出土地名表一硯一」（『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅲ』、山口大学埋蔵文化財資料館、1985年）。
- 29) 井上辰雄・早川万年「皇室部民」（『日本歴史地図』原始・古代編〈下〉、1982年）。
- 30) 本例は横田氏分類の1-C-b・ハに相当しよう。
横田賢次郎「福岡県内出土の硯について一分類と編年に関する一試案一」（『九州歴史資料館研究論集9』、九州歴史資料館、1983年）。
- 31) 山口大学埋蔵文化財資料館が昭和60年度に実施した「大学会館前庭部の環境整備に伴う試掘調査」である。
- 32) 森田孝一「第28次調査（GF地区）」（『防府市文化財調査年報Ⅶ一周防国府跡・周防国分寺昭和56年度発掘調査概報』、防府市教育委員会、1984年）。
- 33) 田中 琢「三彩・緑釉」（『世界陶磁全集』2 日本古代、1979年）。
- 34) 榑崎彰一「平安時代の施釉陶一青瓷と白瓷一」（『世界陶磁全集』2 日本古代、1979年）。
- 35) 前掲注25)と同じ。
- 36) 前掲注19)と同じ。
- 37) 前掲注26)と同じ。
- 38) 杉原和恵「県内の関連遺構・遺物出土地名表一緑釉陶器・瓦器一」（『山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅲ』、山口大学埋蔵文化財資料館、1985年）。
- 39) 寺島孝一「いわゆる「長門国瓦器」をめぐる二、三の私見」（『古代学叢論』、角田文衛博士古稀記念、1983年）。
- 40) 施釉陶器に関連して、今回の調査ではないが、山口大学構内の近接地で灰釉陶器の出土もある。
- 41) 橋本久和『上牧遺跡発掘調査報告書』（高槻市教育委員会、1980年）。
- 42) 小倉正五「宇佐地方の瓦器碗について」（『古文化談叢』第17集、九州古文化研究会、1984年）。
- 43) 橋本久和「瓦器碗の地域色と分布（二）一瀬戸内海を中心として一」（『摂河泉文化資料』第26・27号、1981年）。
- 44) 川越俊一「中・四国地方の瓦器一特に広島県下出土例を中心として一」（『芸備』第11集、1982年）。
- 45) 吉瀬勝康「周防国府跡出土の瓦器」（『古文化談叢』第14集、九州古文化研究会、1984年）。
- 46) 横田賢次郎・森田勉「大宰府出土の輸入中国陶磁器について」（『九州歴史資料館研究論集』4、1977年）。
- 47) 吉田 寛「県内の関連遺構・遺物出土地名表一輸入陶磁器一」（山口大学構内遺跡調査研究年報Ⅲ』、山口大学埋蔵文化財資料館、1985年）。
- 48) 郡の役所は「郡衙」の他「郡家」「郡府」「郡治」などいくつかの用語があり統一されていない。本稿では一応「郡衙」を用いるが、八木充氏は『秋根遺跡』（下関市教育委員会、1979年）の中でこの用語について、郡衙が官衙の建造物というよりも行政機関そのものを対象とした用語と理解すべきとし、「郡家」と称するのが妥当と指摘されている。
- 49) 福山敏男「地方の官衙」（『日本の考古学』Ⅳ 歴史時代〈下〉、1967年）。
- 50) 山中敏史「遺跡からみた郡衙の構造」（『日本古代の都城と国家』、1984年）。
- 51) 山口市歴史民俗資料館 内田伸氏の御教示による。
- 52) 大内氏が大内村から山口に移住したのは正平15年（1360年）頃と推定されている。
- 53) 山中敏史「評・郡衙の成立とその意義」（『文化財論叢』、1983年）。
- 54) 吉田の南に聳える今山のみもとには、詳細不明であるが創建が文武天皇の頃と伝承される多聞寺があったとされ、今後検討を要するかもしれない。
- 55) 藤岡謙二郎「『延喜式』式内社と古代の郡・郷分布との関係について」（『樞原考古学研究所論集』第7、1984年）。
- 56) 郡衙の一推定地である吉敷の地には、式内社ではないが周防国四ノ宮とされる赤田神社がある。しかしその神社周辺でも遺跡は稀薄である。
- 57) 河村乾二郎「原始・古代」（『山口市史』、1982年）。

周防国吉敷郡吉田における古代・中世の様相

- 58) 佐藤 信「米の輪貢制にみる律令財政の特質」(『文化財論集』、1983年)。
 59) 前掲注57)と同じ。
 60) 河村乾二郎「古代の小郡」(『小郡町史』、1979年)。
 なお、元福元年(1233年)の関東下知状に「小郡ならびに賀河荘は当所一所なり」とあることから、中世以後は嘉川あたりまで庄園が拡大したと推定されている。
 61) 岸 俊男「越前国東大寺領庄園の経営」(『日本古代政治史研究』、1966年)。
 62) 三坂圭治「周防国府の歴史—中世以降の変遷—」(『周防の国貨』、防府市教育委員会、1967年)。
 63) 山口県神社庁編『山口県神社誌』(1972年)。
 64) 内田伸・石川卓美「山口市」(『山口県の地名』、日本歴史地名大系、1980年)。
 65) 前掲注64)と同じ。
 66) 石川卓美『平川文化財散歩』(1972年)。石川氏は吉田氏の館の設置地について殿山と称する山を地名よりその関係を推測している。
 67) 前掲注1)と同じ。
 68) 山口県教育委員会『上辻・大歳・今宿西』(1984年)。
 (付記)

なお、この拙稿を作成するにあたって山口大学の近藤喬一先生をはじめ、八木充先生、木村忠夫先生、中村友博先生、河村吉行氏、山口市歴史民俗資料館の内田伸氏および多くの方々より御指導、御教示を頂いた。記して深謝の意を表します。

Tab. 9 関 連 事 柄 年 表

年代 (西暦)	事	柄
天平勝宝六年(754)	東大寺領周防樞野庄産業勘定成る	(守屋孝藏氏所蔵文書)
天平宝字五年(761)	東大寺領周防樞野庄官符坪付成る	(守屋孝藏氏所蔵文書)
天安三年(858)	周防国正六位上仁壁神に従五位下を授ける	(文徳実録)
貞観九年(867)	周防国従五位下仁壁神に従四位下を授ける	(三代実録)
元慶二年(878)	周防国正六位上赤田神に従五位下を授ける	(三代実録)
天歷四年(950)	東大寺封戸庄園中に樞野庄田九一町余あり	(東南院文書)
文治二年(1187)	周防国、東大寺造営料国となる	(玉葉)
建久八年(1197)	平子重経、仁保庄恒富保の地頭職に補せらる	(三浦文書)
正治二年(1200)	俊乗房重源、周防阿弥陀寺用料田畠を定む、吉木本郡小木里平田里湯田等の名見ゆ	(阿弥陀寺文書)
承元四年(1210)	幕府、平子重経の仁保庄地頭職を安堵する	(三浦文書)
承久三年(1221)	東大寺領宮野庄・樞野庄に武士の狼籍することを禁ず	(東大寺要録)
貞応元年(1222)	一時広法師を樞野庄地頭職に補す	(東大寺文書)
天福元年(1233)	幕府、東大寺領樞野庄の地頭職を停む	(東大寺要録)
文永七年(1270)	幕府、平子重親を仁保庄五ヶ郷の地頭公文となす	(三浦文書)
観応元年(1350)	大風高潮、東大寺領樞野庄の年貢免除、翌三月の間において軍勢乱入し兵糧米を強取する	(東大寺文書)
延文五年(1360)	大内弘世、大内村より山口に移ると伝う	(山口古図注記)